

No. 5

平成23年度熊谷市 一 般 会 計 補正予算書

議案第10号

平成23年度熊谷市一般会計補正予算（第4号）

平成23年度熊谷市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,471,162千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,295,893千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第4表地方債補正」による。

平成24年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		28,317,025	300,000	28,617,025
	2 固定資産税	12,097,225	260,000	12,357,225
	5 都市計画税	1,697,000	40,000	1,737,000
14 国庫支出金		8,222,884	△79,282	8,143,602
	1 国庫負担金	7,829,228	△348,944	7,480,284
	2 国庫補助金	344,910	269,662	614,572
15 県支出金		3,388,821	△15,035	3,373,786
	1 県負担金	1,795,676	△48,309	1,747,367
	2 県補助金	1,217,772	24,636	1,242,408
	3 委託金	375,373	8,638	384,011
17 寄附金		1,364	9,253	10,617
	1 寄附金	1,364	9,253	10,617
18 繰入金		671,299	8,100	679,399
	1 基金繰入金	671,299	8,100	679,399
19 繰越金		1,568,633	2,704,097	4,272,730
	1 繰越金	1,568,633	2,704,097	4,272,730
20 諸収入		2,579,977	207,529	2,787,506
	5 雑入	1,370,079	207,529	1,577,608
21 市債		3,537,100	336,500	3,873,600
	1 市債	3,537,100	336,500	3,873,600
歳	入	合	計	
		59,824,731	3,471,162	63,295,893

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		564,409	△13,006	551,403
	1 議会費	564,409	△13,006	551,403
2 総務費		6,469,784	2,455,738	8,925,522
	1 総務管理費	4,966,176	2,499,345	7,465,521
	4 選挙費	253,672	△43,607	210,065
3 民生費		23,447,204	△575,789	22,871,415
	1 社会福祉費	9,881,475	△72,360	9,809,115
	2 児童福祉費	9,877,999	△559,684	9,318,315
	3 生活保護費	3,687,730	56,255	3,743,985
4 衛生費		5,466,405	5,000	5,471,405
	1 保健衛生費	2,236,302	5,000	2,241,302
7 商工費		1,456,462	16,200	1,472,662
	1 商工費	1,456,462	16,200	1,472,662
8 土木費		7,066,919	70,273	7,137,192
	2 道路橋りょう費	1,586,453	△81,680	1,504,773
	3 河川費	129,974	197,916	327,890
	4 都市計画費	4,796,763	△45,963	4,750,800
9 消防費		2,635,620	△4,098	2,631,522
	1 消防費	2,635,620	△4,098	2,631,522
10 教育費		5,253,941	1,525,110	6,779,051
	2 小学校費	793,194	1,112,000	1,905,194
	3 中学校費	473,881	413,100	886,981
	5 社会教育費	1,338,744	10	1,338,754
11 公債費		5,905,506	△8,266	5,897,240
	1 公債費	5,905,506	△8,266	5,897,240
歳 出	合 計	59,824,731	3,471,162	63,295,893

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	三尻小学校屋内運動場建築事業	370,000千円
		籠原小学校屋内運動場建築事業	376,000千円
		熊谷南小学校屋内運動場建築事業	358,000千円
		小学校施設整備事業	8,000千円
	3 中学校費	中学校エアコン整備事業	410,000千円

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
体育施設（籠原体育館）指定管理料	平成24年度から 平成26年度まで	38,000千円

第4表 地方債補正

その1 (追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設整備事業	648,800千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	10年以内(うち据置2年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

その2 (廃止)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道107号線道路改良事業	38,100千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
籠原中央第一土地区画整理事業	13,700千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
上之土地区画整理事業	45,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
上石第一土地区画整理事業	45,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

その3 (変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和田吉野川橋りょう等整備事業	60,400千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	38,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
幹線第3号線 道路改良事業	168,100千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。	152,100千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。
市道9019 8号線道路改 良事業	42,200千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。	40,200千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。
市道大里1号 線道路改良事 業	83,300千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。	71,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。
第2北大通線 道路改良事業	105,500千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。	96,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
熊谷太田線道 路整備事業	63,600千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。	74,100千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。
消防施設整備 事業	174,700千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	20年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。	55,900千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	20年以内（うち据置3 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。

議案第 1 1 号

平成 2 3 年度熊谷市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 3 年度熊谷市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1 4, 2 3 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 5 9 4, 7 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 4 年 2 月 2 9 日提出

埼玉県熊谷市長 富 岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		5,074,097	26,438	5,100,535
	1 国庫負担金	4,030,963	13,549	4,044,512
	2 国庫補助金	1,043,134	12,889	1,056,023
5 前期高齢者交付金		4,261,528	461,506	4,723,034
	1 前期高齢者交付金	4,261,528	461,506	4,723,034
6 県支出金		908,940	10,025	918,965
	1 県補助金	809,413	10,025	819,438
9 繰入金		2,042,287	△83,731	1,958,556
	1 他会計繰入金	2,042,287	△83,731	1,958,556
歳 入	合 計	20,180,540	414,238	20,594,778

歳 出		単位 千円		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		273,418	3,566	276,984
	1 総務管理費	245,613	3,566	249,179
2 保険給付費		13,877,291	266,617	14,143,908
	1 療養諸費	12,386,987	224,198	12,611,185
	2 高額療養費	1,368,092	42,419	1,410,511
7 共同事業拠出金		2,019,359	33,454	2,052,813
	1 共同事業拠出金	2,019,359	33,454	2,052,813
8 保健事業費		233,428	6,000	239,428
	1 保健事業費	105,570	6,000	111,570
11 諸支出金		34,122	104,601	138,723
	1 償還金及び還付加算金	34,122	104,601	138,723
歳 出	合 計	20,180,540	414,238	20,594,778

議案第12号

平成23年度熊谷市下水道特別会計補正予算（第1号）

平成23年度熊谷市の下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,458千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,016,322千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成24年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		208,100	△43,100	165,000
	1 国庫補助金	208,100	△43,100	165,000
4 繰入金		1,752,537	30,557	1,783,094
	1 他会計繰入金	1,752,537	30,557	1,783,094
5 諸収入		5,783	△3,715	2,068
	3 雑入	3,781	△3,715	66
6 市債		760,800	△58,200	702,600
	1 市債	760,800	△58,200	702,600
歳 入	合 計	4,090,780	△74,458	4,016,322

歳 出		単位 千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		2,023,462	△66,019	1,957,443
	1 総務費	62,976	7,881	70,857
	2 維持管理費	1,032,779	12,000	1,044,779
	3 事業費	927,707	△85,900	841,807
2 公債費		2,067,218	△8,439	2,058,779
	1 公債費	2,067,218	△8,439	2,058,779
歳 出 合 計		4,090,780	△74,458	4,016,322

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	760,800千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	30年以内（うち据置5 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。	702,600千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	30年以内（うち据置5 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。

議案第 13 号

平成 23 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 23 年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 119,820 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,345,225 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 2 月 29 日提出

埼玉県熊谷市長 富 岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		11,850	△10,000	1,850
	2 上之土地区画整理事業保留地処分金	10,000	△10,000	0
2 国庫支出金		219,165	△57,230	161,935
	3 上之土地区画整理事業国庫補助金	139,000	△57,230	81,770
3 県支出金		21,000	△5,840	15,160
	1 上之土地区画整理事業県補助金	21,000	△5,840	15,160
4 繰入金		1,211,528	△46,750	1,164,778
	3 上之土地区画整理事業繰入金	458,369	△46,750	411,619
歳 入	合 計	1,465,045	△119,820	1,345,225

歳 出		単位 千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 区画整理費		1,464,945	△119,820	1,345,125
	3 上之土地区画整理費	628,669	△119,820	508,849
歳 出 合 計		1,465,045	△119,820	1,345,225

議案第14号

平成23年度熊谷市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度熊谷市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ537,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成24年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		18,760	△4,000	14,760
	2 負担金	14,000	△4,000	10,000
3 県支出金		105,000	△33,000	72,000
	1 県補助金	105,000	△33,000	72,000
6 市債		126,000	△25,900	100,100
	1 農業集落排水事業債	126,000	△25,900	100,100
歳	入	合	計	
		600,540	△62,900	537,640

歳 出		単位 千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水費		451,237	△62,900	388,337
	1 総務費	43,373	928	44,301
	3 事業費	239,183	△63,828	175,355
歳 出 合 計		600,540	△62,900	537,640

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落 排水事業	126,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	30年以内（うち据置5 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。	100,100千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	30年以内（うち据置5 年以内）償還。ただし、 財政その他の都合により 繰上償還し、又は償還期 限を短縮し、若しくは低 利債に借り換えることが できる。